

国民生活センターの国への移行を踏まえた  
消費者行政の体制の在り方に関する検討会  
第3回議事録

内閣府検討会担当

# 国民生活センターの国への移行を踏まえた 消費者行政の体制の在り方に関する検討会 第3回 議事次第

1. 日時 平成24年3月14日(水) 10:00~12:08

2. 場所 消費者委員会大会議室

3. 出席者

松原内閣府特命担当大臣

(委員)

大森座長、山本座長代理、足立委員、阿南委員、片山委員、  
丹野委員、中村委員、橋本委員、畠中委員、山内委員

河上消費者委員会委員長

福島消費者庁長官

野々山国民生活センター理事長

(説明者)

熊谷 純一 氏 (仙台市消費生活センター長)

滝田 章 氏 (社団法人消費者関連専門家会議理事長)

後藤 準 氏 (全国商工会連合会常務理事)

山根 香織 氏 (主婦連合会会長)・佐野 真理子 氏 (主婦連合会事務局長)

(事務局)

松山内閣府審議官、小田審議官、川口審議官、山形理事、服部参事官

4. 議事

(1) 開 会

(2) 議 事

1) 消費者行政の体制の現状について

- ・有識者ヒアリング 熊谷純一 (仙台市消費生活センター長)
- ・有識者ヒアリング 滝田 章 (社団法人消費者関連専門家会議理事長)
- ・有識者ヒアリング 後藤 準 (全国商工会連合会常務理事)
- ・有識者ヒアリング 山根香織 (主婦連合会会長)

2) その他

(3) 閉 会

○大森座長 おはようございます。御参集いただきまして、ありがとうございます。

本日、第3回目でございますけれども、略して検討会と。内々は検討会で通じますので、「検討会」でいきたいと思っております。

本日は、室町委員を除きまして、10名の委員の方々が御出席でございますので、始めさせていただきます。

本日は、前回に引き続きまして、消費者行政の体制の現状につきまして、4人の方からヒアリングを行う予定でございます。ヒアリング項目は、前々回の検討会で諮らせていただいているヒアリング項目と同じものでお願いしてございます。4人から、おひとり15分以内で御説明いただきまして、その後、委員との間で質疑をさせていただければというふうに思っております。

お呼びしておいて大変恐縮でございますけれども、15分をお願い申し上げますので、残り時間が2分になったら黄色いライトがつきます。15分がきたら赤いランプがつきます。その段階で終了していただくということで、よろしく願いいたします。

それでは、最初に、仙台市消費生活センター長の熊谷さんからお願い申し上げます。よろしく願います。

○熊谷氏 仙台市は、東北で唯一の政令市でございます。年間8,000件ほど、当市では相談を受けております。ふだんは、消費者行政の担い手ということを意識せずに、その現場での対応を行っております。

ただ、政令市ということもございまして、消費者庁、国からも直接当方に、連絡・通知等が参りますので、そういった意味では消費者庁とは、ほかの市町村よりは認識できているのではないかと考えております。相談関係では、PIO-NETを使って国民生活センターと直接連絡、連携をしていると思っております。

資料1-2に沿ってお話しさせていただきます。

1番目の、消費者庁・消費者委員会発足後2年での取組についての評価でございます。消費者庁・消費者委員会ができて、国における消費者行政の転換ということでは大きな話題として取り上げられたかと思っております。同時期に、我々センターとしてもいわゆる基金の活用をいたしまして、センターPR等を行っていったということもありまして、仙台市の消費生活センターでは相談件数が年々減ってきている状況ではあったのですが、消費者庁の発足当時は、横ばいよりは若干、100件程度上向きになったということでございます。そういった意味でも、消費者庁が発足したことの意義は市民には伝わっていったのかなというふうに考えております。

2番目の地方自治体として消費者行政とは、あくまでも固有事務という位置づけになっているところでございますし、仙台市の業務として我々も行っているという意識が強いです。

ただ、消費者の方には、消費者ホットライン等もあり、消費生活センターは消費者庁の下部組織だと思っていられる方もたまにいらっしゃることもありまして、そのあたり

のところは我々も説明を加えていかなければならないので、ちょっと苦勞をしているところでございます。

財政面でございますが、先ほどから出ております基金等で地方に向けた手当をしていただいていますし、その活用としましては、消費者教育の教材購入、研修費、相談員の人件費等にに使わせていただいております。しかしながら、この基金につきましてもは時限でございますし、宮城県であれば25年度で終了となります。そういった意味でも、基金後の活動の仕方は悩みます。

次の、基本計画の6項目についての評価という形でございますが、まず、消費者にとって「わかりやすい」ということについてでございます。消費者庁・消費者委員会が設置されまして、地方の消費センターが一元的な窓口ということで考えた消費者ホットラインは、一つの目玉だと思っておりますが、これにより相談電話が共通化されたことは非常に有効であったと思います。情報収集につきましても、PIO-NETを使ったものとか、結構活用されているのではないかと考えており、評価しております。

2番目の、消費者・生活者がメリットを十分実感できているかというところでございますが、所管項目が広すぎ、消費者庁の役割がよく見えていないという話が我々の方にも入ってきております。すき間行政に対応していこうとやっておられるようですが、まだまだ見えていないので、これからの対応の仕方、すき間行政、違法収益剥奪等の法制化、そういったものを含めまして、今後の展開を見守っていきたいと思っております。

迅速な対応ということでは、これはいろいろなところから指摘があるかと思っておりますが、司令塔という役割を持った官庁、実動部隊が少ないということもあって、なかなか迅速な対応は難しいというふうに我々も見えております。

専門性については、専門委員会とか、専門調査会とか、消費者委員会も含めまして、いろいろ専門的な知見を持つ方が採用されておりますので、それは評価できるかと思っております。

ただ、一部、当方の相談員からは、相談の中で消費者庁に問い合わせをしたところ、専門的な知識を求めたのですが、なかなかそれに回答していただけなかったという具体的なところもありましたので、そのあたりの強化はこれからもお願いしたいと思っております。

透明性については、当然、こういった会議を含めまして、議事録、資料等を順次、かなりスピーディーに公表されていますので、効果があると思っております。

効率性は、強力な指導力、機動性が求められているところですが、機動力につきましても、先ほど申し上げた理由だろうと思っておりますが、なかなか我々の方には見えてきていないというところでございます。全国的に施策を展開するというのは、国の施策でございますので、一元化を求めてそれに対応していくということでございますが、それに向けた効率的な在り方をもっと検討していただいた方がよろしいのかなと思っております。ちょっと厳しくなってしまう申し訳ございません。

2番目でございます。国民生活センターの各機能の国への移管に当たり、強化すべき点ということでございますが、昨年12月でございますでしょうか、国民生活センターのホームペ

ページ上で拝見したのですが、「国民生活センターについて」というパンフがございまして、その中に機能が3つほどあるということで書いてありました。消費者被害の予防と救済のための3つの機能を担っていると国民生活センターでうたっておりました。それでカバーしていると思いますので、それに基づいてお話しさせていただきたいと思います。

1つ目ですが、地方の支援ということです。センターとして一番かかわりが大きいのは、PIO-NETとの関係です。これは、当市からですと、相談情報を提供するところがメインになってきます。そういった意味では、むしろ情報をいただくというのはなかなか少ないので、かかわりとしては一方的なものが大きいかないかと思っております。

これから、地方支援の中で特に強化していただきたい部分は、相談員の研修と経路相談。今もやっていますが、これをもっと進めていっていただければ地方としては助かるかと思えます。

2つ目、注意喚起というところ。国民、市民ですが、被害未然防止という点から、これは当然強化が必要だと思っております。国民生活センターからの注意喚起というのは、商品テストを含めましてマスコミも広く取り上げておりますので、当センターとしてもそれは大いに見せていただいていますし、通知等をいただいたときにもそれを活用させていただいており、非常に有効かと思っております。国民生活センターで出てきたものというのはタイムリーでございますので、そういった意味でマスコミも取り上げやすいのかなというところがありまして、こちらとしてはこれを強めていっていただければというふうに思います。

3つ目ですが、制度に関する改善要望という点でございます。商品テスト等を受けまして、行政機関、事業者、事業者団体、こういったところに対する要望等、活動を行っております。国民生活センターは権力的なバックは持っていないということではありますけれども、各事業者も含めて、国民生活センターだということの強みがあるのは間違いございませんので、それはどんどん押し進めていっていただければと思えますが、今後、国に入った場合、更に国というバックがつくわけですので、その強さがますます増すということで、これも強化になるのだろうなと思っております、下げないような方法を考えていただければと思えます。

以上、国民生活センターの機能では、これから国に移るというところで、いろいろな面で解釈がなされてくるのかなと思えます。国民生活センターという名前がどうなるかわかりませんが、そこから出てくるものが行政指導として受け取られる中で、今までよりも、発信の出方とか、かける時間とかを含めまして、消極的にならないことを望みたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

最後になりますけれども、以上の点を踏まえて、消費者行政に係る体制の在り方についてということでございますが、消費者行政は、当然、我々地方の現場を含めてタイムリーに動かなければならないというところがございます。そういった意味での機動的な対応は非常に求められていますので、独立行政法人に代わって国が実施するといった場合につい

ては、業務執行の面でも、権力がつくということでの抑止力が働いてしまい、行動に出にくくなるという、行政の悪い面が出ないようにしていただければ、私としては非常に助かるかなど。

最後になりますけれども、国民生活センターの機能を担う国における具体的な組織について、従来の組織に機能を個別に取り込むということではなく、これはあくまでも私見ですが、国民生活センターという今までのものをそのままユニット的に入れてしまうのも一つの方法と考えることもできるのかなど。こうしなければならないではなくて、いろいろな活動ができるような、フレキシブルに動けるような体制をつくっていただければと考えております。

今後の検討に当たりまして、国は、地方消費者行政をどのようなお考えで示されるのかというのも含めまして、御検討いただければ非常に助かるかと思えます。

以上です。

○大森座長 ありがとうございます。

次は、社団法人消費者関連専門家会議理事長滝田様でございます。

○滝田氏 今、御紹介いただきましたように、社団法人消費者関連専門家会議、通称 ACAP とお呼びいただいております。そこの理事長をしております滝田と申します。今から御報告を申し上げます。済みません。レジュメをあらかじめ用意していないので、口頭でお伝え申し上げたいと思います。

今、御紹介いただきましたように、消費者関連専門家会議という団体で活動をしている者ですが、各委員、大臣、あるいは活動について御存じいただいている方もまだいらっしゃると思うので、冒頭、御説明いたします。

社団法人消費者関連専門家会議と申しまして、設立は 1980 年ですので、既に 30 年余の歴史を持った団体になります。団体を構成しておりますのは、企業の中で消費者対応部門に属する人たち、担当者たちの集まりということで、現時点で言いますと、参加企業が約 600 社、会員数にして 900 名の団体になっております。この 4 月 1 日からは公益社団法人ということで、新たなステージの活動をする予定になっております。

企業の消費者対応部門ということですから、当然、企業にもいろいろな形態があるのですが、B to B の企業であれば消費者が対象でないので、基本的に言いますと、会員企業はすべて B to C の企業形態を持った団体ということになります。企業の中であって、日夜、消費者、お客様との間のやり取りをしている人たちが、食品、電機、医療、その他含めて、いろいろな業界の方々が参加されております。そういう意味では視野的にも、全業種にまたがった視点を持っているというふうに御理解をいただけたらと思います。

そういう前提のもとにこれからお話を申し上げますが、私自身も含めて各現場で働いている企業人ということになりますので、法律あるいは行政については残念ながら素人になります。そういう意味では、これから申し上げることの中にも現実離れた部分もかなり出てくるかとは思いますが、その辺については御理解をいただけたらと思っております。

まず、ヒアリング項目として事前にお知らせいただいた内容に沿ってお話をしたいと思います。

1番目については、この2年半の各消費者行政の機関の取組をどう評価するかということで、その後、副題みたいな形で、消費者行政推進基本計画で示された6つの原則がうたわれていますが、私どもはあくまで企業の中において、企業と消費者の間という位置づけでやっております。この書かれている6つの原則というのは、閣議決定された条文を読みますと、初めから、消費者の視点に立った消費者のための行政に取り組むということが書かれています。

ですから、ここに6つ書かれていますけれども、基本的に言いますと、消費者にとって便利でわかりやすいかどうか、消費者にとってメリットがあるかどうか、という視点で掲げられた考え方、理念と考えていますから、我々企業の側からしますと、必ずしも正確な「消費者にとっての」という説明ができないかと思います。そういう意味で、この副題を外れて、企業から見てこの2年半の消費者行政はどういった状態だったか、ということをお願いさせていただきたいと思っております。

そもそも2年半前に消費者庁・消費者委員会ができて、それ以前に国民生活センターというものがあって、初めて2年半前に3つの組織ができ上がって、本格的な消費者行政が進んでまいったという歴史になりますけれども、私どもから見ると、2年半前といいますか、3年前、以前の経緯を皆さん思い出していただければと思いますが、消費者庁が発足し、消費者委員会が発足した9月1日の時点で言いますと、正直、今の形というのはある程度政治的な配慮あるいは妥協の結果であって、本来目指していたもの、基本計画で目指していた強力な一元化された消費者行政の司令塔的な形態とは、若干食い違ってきていたのではないかというふうに思いました。

ただ、結果として言いますと、現在の司令塔としての消費者庁、あるいは監視機能としての消費者委員会、情報センターとしての国民生活センターという3つの組織が、うまく三位一体となって機能すれば、これは極めて有効な形に結果としてなったのではないかと思っております。今の3つの機能が、この2年半の間に、十分に期待されたような働き、機能を発揮できたかというところで、我々の立場から意見を申したいと思っております。

まず、国民生活センターですが、四十数年の歴史を持って、深く消費者の中にも入り込んでいろいろな情報を持っていらっしゃる。これはほかの機能ではとても太刀打ちできない、国民生活センターさん独自の大きな力だと思います。問題は、タスクフォースの中でも議論されていたように、そういった情報が、果たして本当に有効な行政的ないろいろな権限に結びついて、消費者に対して有効に活用されたかという点では、残念ながら、そういった部分にまでは踏み込めていないのが現実だろうと考えております。

あと、消費者庁さんの方ですけれども、長官もいらっしゃる前であえて申し上げて申し訳ないのですが、もともとスタートのときに財政的な制約もある中で、何とか立ち上げるために、ほかの省庁から人を集めて小規模でスタートしたということを見ると、わずか



2年半で、本来求められる機能に達すること自体なかなか難しい話で、もっともっと時間をかけていろいろな機能を充実させて初めて、我々としては期待ができる状態になるのではないかというふうに思っています。

特に我々の中で話が出てくるのは、今の消費者庁の人員構成的に、各省庁の方々の出向、期間限定という形で構成されていることは、やはりいろいろな意味で制約があるのではないかと。我々民間企業ですと、出向ということになりますと、例えば関係会社の方に行って、たとえ期限があるとしても、本体とは必ずしもバッティングするわけではありませんし、ある意味では自由に本当に思うとおりにやろうと思えばできる。ところが、行政の方々の場合は、2年たてば出身省庁に戻るということになりますと、本当に有効な、国民が期待する司令塔機能ができるかという、やはりそれは難しいだろうなというふうにはたから見ても思います。そういう意味では、これはやはり時間をかけて、人的な部分でもこれから変えていくことによって、本来の期待されている機能につなげていただければいいのではないかと考えております。

もう一つ、消費者委員会ですけれども、我々からすると、国セン、消費者庁に比べて、3つの中で言うと、正直言うとわからないというのが実感です。どういう方々が委員に選ばれて、そういった方がどういう機能をされているか。消費者委員会のいろいろたっていらっしゃる中には、消費者の声に一番近いところで、その情報をもとにということをやっているんですが、今の委員の方々の構成で、あるいは消費者の声が、今年からは各地方へ行かれて直接消費者の意見を聞かれる場を設けられて、大変いいことだと思いますが、本当に審議、議論されることが、消費者の声をベースにということが今の形でできるのか。繰り返しになりますけれども、3つの組織の中で言いますと、消費者委員会の機能というのは正直よくわかりません。

そういう意味では、2番、3番に重なってしまうかもしれませんが、一般的な視点で考えれば、消費者委員会というのは、審議会というよりもむしろ三条委員会のような、もっと独立した権限のある位置づけが本来あるべきではないかと。国センの議論がタスクフォースの中でいろいろされましたけれども、私の考えで言いますと、むしろ消費者委員会の方が三条委員会なり独立行政法人という位置づけがあって、監視機能が十分に発揮できるような位置づけにしないと、残念ながら、本来求められている機能は発揮しにくいのではないかなというふうに思っております。

あと5分ほどになりましたので、まとめます。消費者庁と国民生活センターで、去年、何か月かかけてタスクフォースということでもいろいろ議論をなさいました。あの中でいろいろな問題点が浮き彫りになってきたと思います。特に、機能が重複しているのではないかと、国センの体制の在り方がいろいろ問題があるのではないかと、いろいろな指摘をされて浮き彫りになった。今回、国へその機能が移行するときに、せっかくそういう明らかになった問題点をどう解決されるのかなというふうに考えております。当然のことながら、単に独立行政法人でなくなるということではなく、本来そこで明らかになったいろいろ

ろな問題点を、国に移管される時にどう対応されるのか、そういったことも大変関心を持っております。

それと、国に国センが入るときに特に我々として一番関心を持っているのは、ADR の問題。これは、別な会議の場でも私どもから発言させていただきましたけれども、従来国センがやっていらっしゃった ADR 機能というのは、消費者の方との解決し得ないものを中立的な立場で仕切っていただくという形態が、我々事業者にとっても非常にありがたい。そこは、一事業者として十分な信頼感を消費者との間に築けていない現状では、国民生活センターの果たしている役割というのは大変大きいと思います。

前の段階では、消費者庁に一元化される時に ADR がどうなるかという問題点を申し上げたのですけれども、今度国に移管されるということになると、行政の執行機関の中にあって仲裁等の活動をされるということが、本当にできるのか。むしろ、従来は中立的な立場でやっていただいたところが、行政の中に入ってしまったら、まずそれは無理だろうというのが我々企業側から見た意見になります。そういう意味で言いますと、今後の課題として、機能別に十分に審議をしていただいて、その受け皿を考えていただくことを議論の中に加えていただけたらというふうに思っております。

それと、これはちょっと付け足しになりますけれども、一つは、消費者庁、消費者委員会、国センというこの形態は、それぞれ機能は大変すぐれたものを持っていますし、うまく3つが機能すれば日本社会の発展につながると思っています。まだまだ不十分な機能だとは思いますが、残念ながら、まだうまくその連携がっていないのが現状だろうと思っております。国センの持っているいろいろな情報をもとに、消費者委員会なり消費者庁が機能する。また、それをもとに国センも動くという、お互いがうまく連携できる仕組みがこれから大事になるのではないかと思っております。今のところは残念ながら、反目とは言わないまでも、お互いに牽制し合っているのが現実ではないかというふうに思っております。

それと、消費者にとって便利でわかりやすい、消費者メリットがあるかという御設定ですけれども、この考え方、理念というのは、日本の混乱の中から、行政が、消費者にとってどうしたらいいのかということを生半可な考えでつくられた理念だと思います。こういったものが国民の中にどうとらえられ、どう評価されているのかというのは、残念ながら、私どももあくまで企業側にスタンスを置く立場からの発言ですし、消費者団体の方々にしてもある程度集約された意見という形になってしまうと思います。そういう意味では、本当に私たちが毎日接している消費者の一人ひとりの考え方、意見というものを聞き取りたいのだったら、やはりそれなりの調査方法というのがあるかと思っています。そういった手法をとられることもひとつ御検討いただけたらというふうに考えております。

ちょっとまとめませんが、以上で終わらせていただきます。

○大森座長 ありがとうございます。

それでは、全国商工会連合会常任理事の後藤さん、お願いします。

○後藤様 全国商工会連合会の後藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私どもの団体は商工会と申しまして、全国 47 都道府県にそれぞれ連合会がありまして、その下に各行政区に商工会という組織がございます。

我々の構成員、組成ですが、小規模事業者、いわゆる従業員が 20 人以下、サービス業・小売業は 5 人以下という方たちが大半を占める。御承知のように国全体で 421 万企業ございますけれども、そのうちの 366 万社が小規模企業でございます。中小企業よりも更に小さな企業です。こういった小さな企業を会員とする団体でございます、今日は、そういった観点で少しお話をさせていただきたいと思っております。

最初に、消費者行政についてということで、6 つの原則に照らしてどう考えるかという項目がございます。これは、いずれも重要な項目であろうかと思ひます。私自身も実は、これまで、消費者行政というものに余り関心を持ってはいなかったのですが「集团的消費者被害救済制度専門調査会」や「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」に出席させていただいて、いろいろな勉強をさせていただきまして、この重要性を再認識しているところであります。特に消費者庁の発足以来、消費者保護について、以前と比べれば制度的にはかなり充実した方向に向かっていると考へております。

我々事業者団体から見ますと、いろいろな会合で、消費生活相談員とか消費者団体の方々から実態のお話をいろいろお伺ひします。その際、どうしても悪質な事業者についてのお話が、かなりデフォルメと申しますか、大きくとりあげられる傾向にあると我々事業者団体の立場では感じます。事業者が事故を起こしたりトラブルを発生させたりすると、結果だけをとりえて、あたかも悪質な事業者のように誤解されてしまう。詐欺まがいの悪質な事業者と、一般の善良なと申しますか、過失によって消費者との間にトラブルを起こした事業者とは本質的に違ふということをも、これを委員会では是非とも認識をしていただきたいと存じます。事業者の大半は善良な経営者であつて、事業の継続のために、消費者との間に起こしたトラブルについては、誠意をもって解決しようと思ひています。

一方、最初からだまそうと思ひている事業者、これは事業者と呼べるかどうかわかりませんが、このような事業者と我々の会員であるような事業者とは一線を画すものであると思ひているが、法律の下では、結果が全てであり、故意か過失かは問題ではないというのは、我々事業者としては違和感を持っております。悪質な事業者はどんどん取り締まられていただくのが、我々が事業をしていくうえでも大変ありがたいと思ひておりますし、引き続き、取り組みを強化していただきたいとも感じています。

しかし、一方では、悪質な事業者を取り締まろうと規制を強化した結果、一般の善良な経営者に対しても大きな規制がかかってしまう、これは極力避けていただきたい。今の世の中、かなり経済状況も停滞してしまひて、事業活動も停滞もしくは縮小傾向にある。日本経済そのものが縮小傾向にある中で、いろいろな規制をすればするほど事業活動もどんどん縮小・萎縮していく。こういうことがないような形で規制措置なり体制を整えていただきたいと思ひております。

今のところ、規制強化の方向に向かっているとは思っておりますが、実際に悪質な事業者が減ったのかという点で考えてみますと、そうはなっていないと思われま。その辺りをどういうふうにして解決するのかということ、もう少し知恵を絞って考えていかなければならないのかなという感じを持っております。事業活動を阻害されないような形での規制強化策というものを、是非、御検討いただければというふうに思っております。

2点目の、国民生活センターの機能の国への移管に当たり、強化すべき点、留意すべき点は何かというお話でございます。消費者被害の回復で重要なのは、被害者からの相談に対する迅速な対応、被害救済だと思っております。各地の消費生活センターの体制も含めて、消費者と事業者のトラブルについての相談を受けてから、消費者委員会・消費者庁・国民生活センターで、消費者と事業者の間に立って問題解決を図るまでどういう体制をとっていくのが一番いいのかということになろうかと思ひます。

そういった観点から考えると、国で相談から措置までを一元的に扱うというのは、流れる的には、非常にわかりやすいかなとも思えるのですが、例えば、ホームページを見せていただきますと、国民生活センターでつくっておられるホームページは消費者から見てもわかりやすい。これは、長年の活動経験に裏打ちされていて消費者の目線に近いからだと思います。一方、消費者庁の方を見せていただきますと、やや事務的な部分があって、同じことを言うにしても、なかなかわかりにくい部分があるのではないかとしたりもしております。

国民生活センターは40年ぐらいたっておられるだろうと思ひますが、中立的な立場で消費者と事業者間に立って、問題解決のために御尽力いただいていることについては我々も大変感謝申し上げますが、これが国に移管された場合、国としては、監督的立場が当然あるわけで、今までのように中立的な立場を保持してトラブルの解決が本当にできるのかどうかというところは、若干疑念を持っております。消費者庁が発足してからまだ3年たっていないので、これからそういう点も整備をしていかれるのだろうと思ひますが、国民生活センターがこれまで培ってきたノウハウとか、そういったものを一元化される場合には、きちんとした形で活用する体制、こういうものを是非つくっていただければと思ひます。

3番目でございますけれども、消費者庁、消費者委員会、その他の消費者行政に係る体制の在り方として何が求められるか。特に国民生活センターの機能を担う国における具体的な組織について、どうあるべきかということですが、これは我々事業者の立場からあり方を申し上げるというよりは、国の方でお考えいただいた方がよろしいのではないかと思っております。繰り返しになりますけれども、どのような体制にかかわらず、消費者と事業者のトラブルをいち早く察知して解決する、こういう体制をつくることが重要であろうかと思ひます。

そういう意味で、消費者と事業者との間で生じるトラブルについての仕組みづくりを、両者間、代表者、消費者団体と事業者団体の間で話し合いをする場を、別途つくっていた

だくことも必要かなというふうに思っております。我々事業者団体としても、これから消費者保護に関連していろいろな制度がつくられていくだろうと思いますが、消費者に対する啓蒙も勿論ですけれども、事業者側に対する啓蒙も非常に重要かと思っております。そういう観点から消費者だけに目が向けずに、事業者に対するいろいろな支援措置を講じていただければ、消費者問題について効果的な解決が図れると思っておりますので、是非、御支援もお願いしたいと思います。

以上でございます。

○大森座長 それでは、主婦連会長の山根さんからお願いします。

○山根氏 主婦連合会の山根でございます。

資料1-3に基づきまして、「新たな消費者行政の充実・強化へ向けて」ということで述べたいと思います。

主婦連合会は、2008年2月に、消費者目線から、消費生活に身近な「安全」「取引」「表示」を一元的に担って、企画・立案・法執行の権限を持つ新たな機関の設置を求める要望書を出しました。

その構想は、消費者行政推進会議の議論に反映され、消費者行政基本計画として閣議決定され、消費者庁設置へ向けて6つの原則がまとめられました。設置法の中で、「消費者の権利の尊重と自立支援の政策を積極的に推進する」という形で盛り込まれることになりましたけれども、発足して3年目に当たりまして、その理念が薄れつつあり、定着しているとは言い難いというのが実情だと思っております。消費者の権利の尊重よりも、事業者の利益と消費者の利益の調整に力を注ぐ、従来型の調整行政が依然として特徴的であると思っております。所管法及び共管法の見直しも進んでいません。

6原則は、基本的認識として国会で共有されたものでありまして、その具体的な施策については、設置以降の課題として残されました。消費者委員会の設置はその後に決定されていますし、この6原則をそのまま現在の評価判断の機軸に据えることは疑問です。

その上で言いますと、現在の消費者庁体制の在り方は、国会論戦で示された2つの機関の設置の理念からは離れてしまっている。当時の社会的期待を今一度、消費者庁の職員及び消費者委員会の委員、事務局職員、皆さん思い起こしてほしいと思います。

国民生活センターの移管についてですが、主婦連合会では、現在の国民生活センターが消費者庁などの現在の国の機関に移行されるならば、消費者行政は停滞もしくは後退すると考えています。このヒアリングも、この検討会自体も、国への移管を前提としていることに疑問を感じています。

私たちは、国センを独法改革の対象から外して、法テラス型のように独立した法人として機能を強化・充実すべきであるとずっと主張しております。そもそも消費者庁との機能の重複もありません。

消費者委員会も、日弁連も、多くの消費者団体も同様の意見を表明しております。この点への消費者団体と消費者庁との連携した実質的な検討がなされなかったことに、消費者

庁は、消費者の意見は聞き置くだけというふうに思われる姿勢を示していると思わざるを得ません。

消費者行政の体制の在り方です。消費者庁も消費者委員会もできましたけれども、まだまだこれからであります。消費者の権利の尊重を目指す対応が可能となる中身の改革は、まだ途上でございます。消費者行政の理念に基づく「人」と「体制」の整備が必要です。少なくとも消費者庁にあっては、各省庁からの出向ではなく専従を置くということで改善をいただきたいと思います。消費者委員会にあっては、委員の選定基準を明確にして、事務局体制の強化を図り、委員会としての透明性を確保し、監視機能を整備することが必要です。2つの機関に共通することは、消費者からの意見を消費者政策にきちんと反映させる体制を早急に整備することが大事ということです。

また、地方消費者行政にあっては、その置かれている実情を踏まえた具体的措置として、活性化基金の継続化も含め、今、何が必要か、検討を求めたいと思います。

以下、主婦連が考える消費者行政の在り方について、佐野事務局長より報告いたします。

○佐野氏 佐野と申します。よろしくお願ひいたします。

まず最初に、消費者庁・消費者委員会がスタートしてまだ2年半で、ハコモノはできましたが、中身についてはまだ途上であるということを申し上げたいと思います。

それでは、6つの原則の最初、4ページの「消費者にとって便利でわかりやすいか」から意見を述べさせていただきます。

便利でわかりやすいためには、消費者庁は、まず消費者に寄り添う姿勢が求められ、消費者の意見が行政に届いているという実感が消費者の間で認識されることが必要であります。現在は、依然として消費者の意見を反映した施策展開が少なく、消費者庁と消費者の関係は一方通行となっており、消費者庁は便利さに欠け、わかりにくい組織になっていると思います。

次に、消費者・生活者がメリットを十分実感できているか。消費者がメリットを感じるのには、消費者目線からの施策展開の推進であって、司令塔としての機能を発揮し、情報発信、注意喚起、悪質事業者に対する法執行など、それらの成果が消費者に実感されることです。各省庁で実施されている消費者行政を、一元的・総合的に推進することが消費者のメリットに直結します。先ごろ起きました茶のしずく石鹼被害などでは、メリットどころかデメリットを感じている消費者が多いのが実情だと思います。

5ページにいきます。迅速な対応についてですが、これは、冷凍ギョウザ事件の教訓を生かせなかったユッケ事件など、消費者事故で指摘されるように、迅速性に欠ける対応が挙げられます。被害の発生・拡大防止へと結びつける実効性のある措置、制度の導入への検討も遅れています。

続いて、専門性の確保ですが、最も求められるのは消費者被害に対する深い洞察と認識だと思います。専門性については2つあると考えておまして、一つは、発生した被害は勿論のこと、特に発生のおそれがある被害について、事故の未然防止のための分析力と専

門性が求められますが、この分野の取組は十分ではありません。

もう一つは、管轄官庁や専門機関との連携強化が専門性の確保には必要ですが、連携に関しても、残念ながら批判的とならざるを得ません。

透明性の確保について、象徴的なのが国民生活センターの一元化問題です。国センに関しては、民間への移管・廃止を含めた検討の対象となって、独立行政法人改革の一環として「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」での検討がスタートしました。当初、タスクフォースはマスコミのみが傍聴可能でした。異例の対応に、多くの消費者から密室会議であると批判の声が上がり、その後、消費者委員会の委員が傍聴できるようになり、最終的にはインターネット配信となりました。これも非常に不透明なことがわかります。

その検討途中で、消費者庁への一元化が突如登場し、それに対する懸念や反対意見が全国で提起されても一元化の方針は変わらず、そのまま検討が展開されてきました。独法改革の過程で当初の方向性が変更され、消費者庁への一元化方針が示された経緯は極めて不透明だと考えています。

6 ページの効率性の確保です。消費者行政の一元化は、組織の一元化を第一のステップにして、以降は運用の一元化・整合化へと推進されることが求められます。それが効率性の確保につながるのだと思っております。

効率性の確保については、問題が生じている例として、消費者事故に関する情報の収集・分析・提供があります。消費者庁に収集される重大製品事故と重大事故は、2つの法律で収集ルートが異なっています。整合化、効率化の改善が必要だと思われれます。また、執行の効率の面では、所管法のどの法律が適切か、どのように判断されたか問われる例が多々あります。

7 ページにいきまして、次に、国センの国への移行に当たり、強化すべき点、留意すべき点について述べたいと思います。

この点に関しては、先ほど山根会長が申しましたように、現在の国民生活センターの現在の国の機関への移管により、消費者行政は後退する可能性があると考えております。その理由については、12 ページの資料2に「国民生活センターの『国への移行』について～反対の理由と対応策～」というのをまとめてあるので、後でござらんください。その概要を簡単に述べたいと思います。

まず、国センを消費者庁に一元化することによって、国センの機能が弱体化し、国センの特徴が失われると考えています。消費者庁の中に入れるのではなく、独立した機関にし、国センの機能を充実・強化すべく、むしろ国民生活センター法を改正してこれらを担保すべきです。国センの担うべき基本的機能、役割は、相談・あっせん・ADR・調査研究・商品テストなどを通じた情報提供や、注意喚起を迅速に行うこと。また一方では、消費生活相談員の研修、各地の消費生活センターを支援して更に連携するなど、センター・オブ・センターとして地方消費者行政の充実・強化への役割も担っています。国センは、これら

の事業を一体的に実施されており、相互に補完、連携し、推進されています。ADR を分離するという意見も聞かれますが、分離することは一体的推進の後退を意味して、全体への機能喪失が危惧されます。

ということで、消費者行政全体の充実・強化へとつなげていくには、国への移管ではなく、国センを独立行政法人改革の対象から外して、独立した法人組織として機能強化を図ることが必要だと考えています。それこそが国センの機能を生かし、消費者行政を強化できる道です。

次に、ヒアリング項目3の(1)について申し上げたいと思います。8ページになります。

消費者庁についての改善項目として5つ挙げました。まず、プロパー職員の体制をつくる。所管法と共管法に関する消費者行政一元化へ向けた整合性ある見直しを図る。消費者行政は、各省庁で実施されていることを踏まえて、司令塔機能の発揮へ向けた実効性ある運用強化を図る。そして、地方消費者行政の充実・強化に向け、活性化基金の継続などをはじめ思い切って政策を展開すること。最後に、消費者の意見の申出制度、異議申立制度を整備するという5つです。

消費者委員会については4つ挙げました。まず、審議会機能を見直し、監視機能を強化する。審議会機能については、消費者委員会が担うのが適切かどうかをきちんと整理する必要がありまして、移行が可能なものについては消費者庁に移す。例えば特定保健用食品の表示許可などはその一つだと思います。

それから、事務局体制の整備。たくさんの事業を実施するに当たって、余りにも事務局の体制が貧弱であります。事務局員の拡充を図る必要があると考えています。次に、広報・公聴体制を整備して、消費者の意見を消費者行政に届ける。最後には、自ら調査の推進体制を図る必要があると考えております。

最後のヒアリング項目、国民生活センターの機能を担う国における具体的な組織についてですが、この点については、何度も申し上げましたように、現在の国民生活センターの機能を現在の国の機関に移行・一元化した場合は、消費者行政の停滞もしくは後退につながる可能性を否定できません。国民生活センターにあっては、センターの意思決定過程の透明性、外部有識者によるチェック体制の強化など、運営方法の見直しについて検討し、国への移行・一元化ではなく、独立した法人形態を検討対象に含めるべきだということを再度提案したいと思います。

以上です。

○大森座長 恐縮でございました。時間を守っていただきまして、ありがとうございます。

それでは、しばらくの間、私どもの委員から、4人の方々に対して御質問なり意見なりを述べていただきまして、ひとわたりしましたら、恐縮ですが、今日御出席の皆様方からそれなりの御回答を得られればというふうに思っています。

では、委員の皆様から御随意に、どなたからでも結構です。どうぞお願いします。



○中村委員 いっぱい質問があつて、済みませんが、まず最初に仙台市の熊谷さんに質問が3つほどあります。

1つは、先ほど相談件数が年間8,000件あるというお話でしたが、そのうち、いわゆるあっせんまで入ったものがどの程度あるのか。仙台市のホームページを見ていますと、出産とか妊娠から始まって子育てなど、相談という業務がいっぱいあるのですが、その中で消費者相談というのはどういう違いがあるのか。他の相談業務と消費者相談の違いを現場の認識からお話しいただきたい。

2つ目には、資料1-2の2番目の③で、制度等に関する改善要望の御説明がありました。この中で、国への一元化によってこれが一層強化されるのではないかという御説明と伺いましたが、これはちょっと前提事実が古いのではないかと思います。国民生活センターは確かに昔は、いろいろな省庁に分け隔てなくこういう制度改善をしろという要望を出しておりました。しかし、消費者庁ができてからは、逆にそういうものが消えてしまって、国民生活センターから関係省庁や各方面に、制度改善の要望を出しているものはほとんど見当たりません。逆に言うと、消費者庁ができたことによってそういうことができなくなっているのではないか。

そうすると、そういうものを一体化して国に入れた場合、制度改善の要望がもう行政としてできにくくなるのではないか。現に消費者庁になってから法改正や立法提案したのは、今のところ、たった2つしかないわけです。3年で2つしかできないところに国民生活センターをくっつけて、制度改善の要望機能というのは、私は全く心配しているわけで、その辺の認識について改めてお伺いしたい。

3つ目は、先ほど、活性化基金が25年で切れてしまって、その後どうするかということが悩みの種でありますというところで締められたのですが、では、25年以降、どうされるおつもりなのか。あるいは、どうなると想像されているのか。その辺を御説明いただきたいと思います。

とりあえず、熊谷さんに対しては以上です。

○大森座長 それでは、ほかの方、どうぞ。

○阿南委員 私も熊谷さんにお聞きしたいと思います。庁と国民生活センターと、庁は2年半経過しましたがけれども、そことのふだんの関係性ということ。地方の消費者センターにとってはどちらの関係性の方が有効なのかということですがけれども、先ほど、庁に専門的なことを問い合わせてもなかなか明快な回答が得られないということをおっしゃっていました。国センとの関係の方がよほど役に立っているように受けとめましたけれども、ふだんのそういうやり取りはどのように行われているのでしょうか。

もう一点は、国センの商品テストの情報提供について御意見があればお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○大森座長 どうぞ。

○畠中委員 それぞれの説明者の方から御説明を伺いまして、それぞれの立場からはもったもな御意見だと拝聴いたしました。ただ、私は消費者行政についてははなはだ勉強不足でございますので、それぞれの説明者の方に一つずつ御質問をさせていただきます。

まず、仙台市の熊谷さんですが、資料1-2の最後、「以上の点を踏まえて」の(2)のところ、自己完結型に機能を果たせる組織にしてほしいという御趣旨だったと思いますが、これはどういう理由かという質問です。

滝田さんには、企業の消費者対応部門を代表されているということで、あえてお聞きいたします。この前、第1回目のときに経団連の方が来られていましたので、お聞きしたのですけれども、消費者庁ができるときにマスコミの論調は、もっと強力な権限をとというのが一般的でした。しかし、私が心配したのは、国が余りにも大きな権限を持つと、生産者の活動が、阻害とは言いませんけれども、ちゅうちょ、そういうことにならないかを心配したわけです。商工会の後藤さんがおっしゃっていましたが、善良な経営者に大きな規制がかかることのないようにということ。これは、資本主義の世の中としては私はもったもなことだと思います。

それで、滝田さんにあえてお聞きしますけれども、そういう懸念というか、生産者の善良な活動を抑制するような懸念を持たれたかどうか。今は持たれていないのかどうかということをお聞きしたいと思います。

次に、後藤さんに、事業者側への支援措置も重要だとおっしゃっていましたが、これは具体的にはどういうことかということをお聞きしたいと思います。

最後に、主婦連合会ですけれども、主婦連の立場としてはもったもな御意見だと私は思いました。ただ、3ページに、「消費者行政の充実強化は地方自治そのものである」と書いてありますが、これはどういう意味かということです。地方自治そのものならば、国に期待せず、県や市町村でやってもらうのが一番いいのではないかと思いますけれども、ちょっと私の誤解かもしれません。

それから、7ページですが、国センを国の機関へ移管したら消費者行政は弱体化するとおっしゃっておられましたけれども、それは具体的にはどうしてかというのがよくわかりませんでした。そこを教えていただければ幸いです。

以上です。

○大森座長 片山さん、どうぞ。

○片山委員 まず、滝田さんに質問させていただきたいのですが、先ほどのお話の中で、国センの課題としては収集された情報が有効活用されていない。一方で消費者庁の方は、人員構成に問題があるということで、人事の在り方についての課題を挙げられたと思います。結論的には、国センは独立した組織とした上で消費者庁との連携を図るというお考えかなとお聞きしたのですけれども、具体的に、消費者庁も国センもいずれにおいても、独立した組織として機能を果たす上での人事の在り方はどうあるべきなのかということ、もう少しお聞かせいただきたい。

それから、情報活用も含めてですけれども、国センと消費者庁の連携をどのように考えておられるのか、どうイメージしたらいいかということもお教えいただきたいと思います。

佐野さんにも同様の質問で、佐野さんも国センと消費者庁がそれぞれ独立した上でその連携が必要という御意見かと思えますけれども、特に連携を図る上でのポイントをお教えいただけますでしょうか。

○大森座長 余りたくさん御質問がたまるといけませんので、この辺りで、4人の方からお答えをいただきましょうか。

では、最初に、熊谷さんからいきましょうか。

○熊谷氏 最初に、中村委員からの8,000件の中のあっせんの件数と、その後、どういった状況なのかということですが、8,000件のうち、当センターでのあっせん件数は7%程度でございます。大半が、自主交渉という形でやっていただけるように当方では行っております。今回、消費者庁からも調査がありましたが、「あっせんとはどのようなものですか」という問いで、私たちの考え方は、事業者の問題があるトラブルに陥った場合で、相談があつて解決しなければならないといった場合に、当センターが相談者の交渉力や情報を補った形で間に入るのが、あっせんを行うというものになるとしておりますので、なかなか件数としては7%ぐらいが当市の現状でございます。

それから、ほかの相談との関係ということですが、仙台市の相談窓口というのは、各区役所に窓口を設けているのがメインでございます。これは、一般の生活相談とか苦情相談と言われるものが区役所でございます。本庁の方にも一つございます。これとは別に、全く別の建物、別のところに消費生活センターがございまして、消費者トラブルだけをこちらに回してもらうようにしております。本来、こういった連携をとらなければならないというのはあるだろうと思えますが、まだうまくリンクしていない状態で、当方に生活相談というのが入る場合もありまして、逆にそちらに回しているというのもございます。そういう状況でございます。

2番目、制度改定のことでございます。これを想定したのは、商品テストを受けての行政機関とか事業団体に対するいろいろな指示とか、どうでしょうかという問い合わせとか、そういったことを前提にした考え方でのお話でございましたので、多分違ったのかなと思えますけれども、その影響というのは、国センからのものというのは、先ほど来、ほかの方からもございましたけれども、中立でやっていただいていることの強みというところで、信頼があるのではないかと考えておりました。そういった意味でのことでございます。

活性化基金の25年以降のものということですが、我々としても、人件費等も入っている関係で、財政担当、人事担当とも交渉しまして、その後、基金がなくなったにしても対応はしていただけるようにしております。ただ、今回の基金の上乗せの関係で、我々の事業をものすごくPRができて、市民に対しての消費生活センターというのがアピールできたのではないかと自負しております。

25年度以降につきまして、私の立場でものすごく難しいのですが、地方自治体の関係か

らしますと、今、皆さんがおっしゃっているように、地方自治というのをもともと進めていかなければならないということで、一括交付金がメインで入ってくるというのを、立場上、言わなければならないというのがあるのですが、我々現場サイドからすれば、正直、我々のセンターの方にお金を落としてくれということを強く要望しているのですが、市全体としてはなかなかそういうわけにいかない。何らかの方法を国の方でお考えいただきまして、我々の方にお金が落ちるような方法を考えていただければなというのが本音でございます。

ですから、25年度以降の事業費につきましては、今のところ、基金の費用が全部なくなる状態になってしまいますので、従来どおりの啓発もなかなか難しい。人件費も市の一般財源から入ってくるという位置づけになってしまいますものですから、人的な強化もなかなか訴えづらくなっていくというのが現状でございます。

○大森座長 中村さん、よろしいでしょうか。

○中村委員 はい。

○大森座長 もう一つ、阿南さんからもございましたので、続けてお願いします。

○熊谷氏 国センとどちらのつながりということですが、最初に申し上げましたけれども、仙台市の場合、消費者庁と直接、国センとの直接のやり取りは少ないです、相談というものからすれば。国センにホットラインを使って回っていった情報が、逆にうちの方に戻ってくるのがある程度で、直接国センに何かをお願いするということもほとんどない状態です。かわりとしてどうなのかなと言われると、非常に難しいのですが、国センの相談状況、今、ほかの地区でこういったのがあるのか、もしくは問題が起これるようなものがあると。そういった情報は、我々としては有効に使わせてもらっているという意味で、国センさんとのかわり方が強いということでございます。

あと、当市は表示関係、JAS 関係も担当しておりますので、そういったところでは今度は消費者庁さんとの関係になってきます。直接ではないにしても、関係があるというところでは。

商品テストは、当市はやっておりませんので、国センさんもこれからもどんどん行っていただきまして、当方からお願いしている部分もありますので、維持していただければなと思います。

○大森座長 よろしいでしょうか。

○阿南委員 はい。

○大森座長 次に、畠中さんからの御質問について、お願いいたします。

○熊谷氏 国センでの自己完結型に進む理由ですが、我々は、県とは違いますので、国（消費者庁）と直結しているわけではないのです。国センさんの今の機能、研修、相談、商品テスト、ADR も含めまして、いろいろ機能していると見ておりますので、あえてそういったものを崩す必要性があるのかなというところまで一回戻っていただいて、ここに書きましたとおり、そのまま国センが入るのがいいということではなく、そういったものを含め

て全部まっさらに考えていただければと思います、ここにこういう項目を出させていただきます。

○大森座長 畠中さん、今のようなことだそうです。

○畠中委員 皆さんの御意見をお聞きするだけにしておきます。

○大森座長 それでは、次に、滝田さんからお願いします。

○滝田氏 先ほどの畠中先生、片山先生の御質問、あるいは重複するので、区別せずにお話を申したいと思います。まず初めに、我々は事業者の立場から、今日、発言をさせていただきますが、事業者と消費者というのは相対するもの、あるいは敵対関係にあるというイメージをお持ちになっている方もいらっしゃるかと思いますが、現在、特に企業の消費者対応部門にいる者は真っ先にそうですけれども、我々は決して消費者と対峙しているものではなくて、むしろ消費者のために何ができるのか。そのために、消費者の声をもとに自分の企業の中であってどういう働きかけができるのか、そのことが一番の我々の仕事だと思っています。

そういう意味で言いますと、先ほど畠中先生の御質問を伺ったのですが、消費者庁に権限を強化するということが、これも普通に考えれば、消費者行政がそれで強化、推進されることは、結局は我々が目指していることの実現につながる手段だというふうに考えますから、それ自体は非常にありがたいことで、先ほど後藤さんが言われたように、残念ながら、世の中には悪質な事業者が今なおいます。そういう人たちにとってみれば、そういったことの強化は本当に怖いことだろうと思いますが、一般的な良心的な消費者のことを考えて、消費者とともに社会を築いていこうという事業者にとってみれば、むしろそういうことで、今まで遅れていた消費者目線、消費者の立場を尊重した行政の在り方が推進されることは、非常にいいことだというふうに考えております。そういう意味では、我々のほとんどの仲間がそうだと思いますが、そういったことに対する懸念を持つという考え方はないと思っております。

それと、国センの位置づけですが、正直言いますと、私も先ほどの山根さん、佐野さんのお考えと一緒に、本当に国センを国に入れていいのかと思っています。今まで培ってきた大きな知見とか、情報とか、四十数年の歴史の中で築き上げてきたものが、正直言って、国の中に入ってしまったら、我々からすると、国センの人もいつの間にかお役人さんになってしまうのだろうなという考え方を持っています。そうなると、従来、いろいろ御相談したり、いろいろ頼っていた部分が果たして従来と同じように我々ができるのかという懸念を持っています。

そういう意味で言いますと、先ほど、消費者委員会を三条委員会というふうなことも申し上げましたけれども、同じような考えで国センについても、独立行政法人として見直せという国の考え方がありますから、その要請に沿った検討はしなければいけないとは思いますが、根本的な在り方として、できれば従来に近いものが模索できないかというのが考え方です。

それと、もう一ついただいたのは、消費者庁の人事の在り方ということです。一般的に考えれば、わずか200名弱で、しかも皆さん、割とその期間を限られたということと言うと、司令塔としての機能を十分に発揮せよと言っても、そう言ってもな、というのが実態だろうと思います。これは、まだ2年半というところですから、今後、そういった視点で人の手当を考えていく中で、時間をかけて解決せざるを得ないのかなと思います。わずか2年半ぐらいで評価を皆さんの方からするというのは、ちょっと難しい部分があるかと思いますが。

連携ということについても御指摘がありましたけれども、消費者庁、消費者委員会、国センというのはそれぞれ固有の機能、権限を持っています。ですから、結果として言うと、三位一体になってうまくお互いに協力し合って連携する体制ができれば、すごい機能を発揮できるのではないかと期待を持っています。現在、お互いに自分たちの役割を模索しているところでしょうし、まだ、うまく分担し合って連携し合う関係ができていない。その辺をもうちょっと時間をかけて、役割分担を明確に持って協力し合っていく体制をつくったら、消費者行政というのは有効に機能していくのではないかと考えています。

○大森座長 後藤さんにも御質問がありました。お願いします。

○後藤氏 どのような支援措置を望んでいるかというお話ですが、先ほど申し上げましたように、私どもの団体は小規模事業者というかなり規模の小さな事業者の集まりです。小規模事業者というのは日本の企業数の87%を占めております。大企業、中堅クラスの企業ですと、トラブル処理の担当者を企業内に設けているというのが通例ですが、規模が小さくなりますと、そういった人員を割くということが不可能に近い状況です。

そのような小規模な企業が、過失によって消費者とのトラブルを発生させてしまった場合、弁護士の先生など専門家の方と日ごろからおつき合いがあるわけでもありませんので、まずはどういうふうな対応をすべきかということ相談する相手もない。ですから、事業者側が自発的にトラブルを解決することを支援する仕組みを、消費者庁ということではなくて、それぞれ監督官庁につくるという方法もあろうかと思いますが、そのような支援策があれば、割とスムーズに話し合いなりトラブルの解決ができるのではないかと考えています。

とりわけ事業者側について申し上げますと、過度な負担を回避するということがありますけれども、今後、消費者庁で消費者保護の制度を充実していく方向だと思いますが、その規制により、どういう問題が起きるのか、どういう対応をしなければいけないのかということ例えばわかりやすいパンフレットなどにまとめていただき、事業者の啓発のために配っていただくとか、こういうことは当然必要だと思います。

もう一点は、昨今の安愚楽牧場のような事例ですと、当初はビジネスモデルとしてちゃんと機能していたものが、あるときからビジネスモデルが破たんして、結果的に消費者に被害を与えることになるわけですがけれども、経営者からみると、どこからが企業として危険な状況であり、これ以上やってはいけないということをしっかり把握していなければな

らない。過去に問題の発生した分野の事業者を集めて、トラブルが起きないように指導する研修会を開くとか、事業者の啓発部分の施策、支援措置について、消費者庁単独でやるというよりは、各監督官庁にやっていただくのがよろしいのかもしれませんが、事業者側もフォローしつつ、全体として消費者保護をはかる仕組みをつくっていただきたいと考えています。

○大森座長 ありがとうございます。

では、山根さんから。

○山根氏 「消費者行政は地方自治そのものである」という言葉についての御質問だったと思いますけれども、地方消費者行政は、それぞれの県や市町村、地域に根ざした、その地方地方の暮らしに直結したものである必要があると思います。そういった意味で地方自治と言っていますけれども、そのところどころで何が求められて、どんな問題があって、どんな相談があって、そういったことを自らどう改善するかというのが必要になってくると思っています。

ただ、現状を考えますと、今の地域の消費者行政というのは全く仕組みも人も不足しております。地方消費者行政の重要性への理解もまちまちであると思っています。ですから、まずは全国どこにおいても消費者行政が充実されて、一律に消費者行政拡大が図られるように、きちんと国において支援を継続することが必要だと思っています。

○大森座長 もう一つ、7ページのことについて、どうして弱体になるのか。

○佐野氏 7ページのところです。なぜ弱体するのかといいますと、今、国民生活センターが実施している、相談・あっせん・ADR の件ですが、消費者庁に入り国の組織になったときに、相談はできるかもしれませんが、あっせん、ADR が果たしてできるのだろうかというのが大きな疑問であります。これは、いろいろな方からも指摘されていることですが、消費者庁には法律が幾つかありまして、有権解釈をどうするのか。今、国民生活センターが判断しているものがそのままできるのか。やはり法律に沿ってきちんと判断しなければならないし、他省庁に対してもやはり同じように、他省庁が所管している法律をどのように他省庁が解釈するのかということまで配慮しなければならなくなるのではないかと、というところが一つあります。

それから、片山さんの御質問ですが、消費者庁は地方に事務所を持っていらっしゃると思います。ですから、国民生活センターはセンター・オブ・センターとして各地域の消費生活センターをまとめ、地方消費者行政にもかかわり強化を担っていると考えておりますので、その辺りの連携は必要だと思います。商品テストについても、せっかく国民生活センターに商品テスト部があるのですから、それを活かし、消費者庁と連携しながら進めていくこともできるのではないかと、というふうに考えます。

○大森座長 畠中さん、今のような御回答ですけれども、よろしいですか。

○畠中委員 私の考えは、また別の機会に申し上げたいと思いますけれども、先ほどの疑問は、この前の閣議決定で、消費者行政全体の機能を効率化・強化し云々ということで国

に移管するとなっています。それなのに、なぜ弱体化するというふうにお考えになっているのかということがわからなかった、ということで、お聞きしたわけです。

○大森座長 ひとわりいきましたので、若干重複しても結構ですので、ほかの委員。  
では、丹野さんからいきます。

○丹野委員 今までの質問で大体方向性が見えているので、重複してしまうのですが、重ねてお聞きしたいと思います。

仙台市の熊谷様、お書きになったペーパーの2番の③の下に書いてある、「機能が国に移ることによる有権的解釈の可能性」云々というところで、要は国センが国になってしまっ  
て、その指導が、例えば消極になるのではないかと、抑圧的になるのではないかと  
いうようにおっしゃったのですが、そのことに関して、例えば有権的解釈の可能性の  
少ない、つまり、所管する法律がたくさんはない官庁に行くということが、選  
択肢としてはどういうふうにお考えになるかというのをお聞きします。

それから、滝田様と後藤様も同趣旨のことをおっしゃって、滝田さんのおっしゃ  
ったのでは、ADR は事業者としてありがたいとおっしゃりながら、国に入れる  
のは無理ではないか。そもそも本当にできるのか、妥当かというお話があったと  
思います。その点も、今、ADR だけを引っ張り出しておっしゃいましたけれど  
も、相談・あっせん・ADR というのは一体のものでございます、消費生活相  
談の現場の考え方からいくと、一体のものなので、そこについても有権的解  
釈云々というのが、そういうものがなければどうなのかということをお教  
えいただきたい。

同じように後藤様も、国に移行したら、中立的立場でトラブル解決ができるのか  
疑念だというふうにおっしゃったと思いますが、その部分で、今、私が質問して  
いるようなことはどうなのかということをお答えいただきたい。

主婦連は、佐野様でも山根様でも結構ですが、相談・あっせん・ADR という  
部分で言うと、例えば消費者庁には確かに法律が 29 本だか、30 本だか集中  
していて、そういうものがあるという面から言うと、その部分が外れればどう  
なのかということをお教えいただきたいというのがございます。

○大森座長 よろしいでしょうか。

もうちょっと御質問をいただいてから、いきましようか。お願いします。

○橋本委員 私も他の委員と重なるところがありますけれども、それにつけ加  
えてということで、仙台市の消費生活センターの熊谷様には、先ほど、活  
性化基金のところでも中村委員の質問に答えて、メリットとして、非常  
に消費者行政を PR できたという御回答がありました。ほかにメリットが、  
活性化基金を使うことによって、PR できた以上に何かあれば、それを  
お聞きしたいということと、丹野委員からも質問がありました、消極的になら  
ないよという意味が、期間も含めてというようなことがあったのですが、  
地方においてどういう懸念があるかということをお聞きしたいと思  
います。

ACAP の滝田様と、商工会の後藤様についても、お二人のお話のキーワードに、  
先ほど丹



野委員からもありましたが、「中立的立場」というのが何回も出ておりました。先ほど畠中委員の御質問で、滝田様がある程度のことをお答えになって、全体的なところがわかったのですけれども、特にADRのところでも中立的立場というのを非常に強調していらっしやっと思しますので、ADRに限ってのところをもうちょっと具体的にお聞きしたい。

後藤委員に関しても、事業者の立場として、国センが行政に入った場合に中立的立場が危ぶまれるというところを、事業者側の立場としてもう一度お伺いしたいなというふうに思いました。

最後に、主婦連合会の山根様、どちらでも構わないのですけれども、消費者委員会の在り方として、ACAPの滝田様からもお話がありました。消費者委員会の立場をもっと監視機能を充実させるというようなお話がありました。必要ではないものは消費者庁に移管するというお話があったのですけれども、その辺、もう少し具体的にお伺いできればなというふうに思います。

○大森座長 どうぞ。

○山本座長代理 手短かにいたしますけれども、まず、滝田様。御発表の中で国民生活センターの現在の機能に関しまして、非常に有益な情報を集めておられる。ただ、それが国の個別の措置なり制度づくりなりに十分生かされているかということ、まだ十分でないところがあるのではないかとおっしゃられたと思うのですが、具体的にこういうことがあるということがあれば、お教えいただきたいということです。

それから、熊谷さんですけれども、今の滝田さんの御指摘と同じようなことを、熊谷さんも地方の現場から見ていてお感じになっているかどうか。あるいは、余りそれは意識されていないかどうか。国民生活センターの持っている情報が、必ずしも国の個別の施策や制度づくりにまだ十分生かされていないのではないかとこの感覚をお持ちか、あるいは、余りそれは意識されていないのかということをお伺いしたいと思います。

あと主婦連は、どちらの方でも構いませんが、今の丹野委員と橋本委員の質問と、私も同じようなことを感じたのですけれども、具体的に伺います。レジユメの7ページの下から3行目のところに国と国民生活センターとの関係について書かれていて、その次のところに、「法執行機関への相談・あっせん部門の移管・一元化については、それが自治体では可能であっても、国の場合は事情が異なる」と書かれています。これはどの点が異なるのかということ、もう少し具体的にお教えいただければと思います。

○大森座長 中村さん、どうぞ。

○中村委員 後藤さんに質問しようと思っていたことをほとんど橋本さんに聞かれたのですが、先ほど、国民生活センターが国に一元化された場合に、中立的な立場で紛争解決ができるのかという懸念まで示されました。具体的に事業者の方はどういう点を心配して、もし国センが国に一元化されたら、紛争解決、トラブルというものがどういう事態になるのか、どう想像しておられるのか。具体的なお話をお聞きしたいというのが一つです。

山根さんには、主婦連合会は、昭和34年に国会で奥むめおさんが「生活省をつくれ」と

言われてからもう五十数年たって、消費者庁の創設運動も中心になって頑張ってきたのですが、先ほど来の説明を聞いていると、あれも残念、これも残念という大変厳しい御意見を羅列してあるのですが、こうなった原因はどこにあるとお考えか、それをお聞きしたいと思います。

○大森座長 では、お答えいただける範囲で結構です。

もうお一人、一応これで切りたいのですけれども、共通していたら、どうぞ。

○足立委員 幾つか重複する点もありますけれども、3点についてお尋ねしたいと思います。

まず、地方消費者行政の在り方ですけれども、先ほど熊谷さんから、情報が国センなり消費者庁の方に一方通行で流れていて、フィードバックがないという御意見がありました。これらの感覚は、私どもも同じような場面に遭遇するのですけれども、地方の消費者行政をどう位置づけるべきかということにつきまして、先ほどの御質問とも関連しますが、山根さんの資料の3ページ上段、「消費者行政は地方自治そのものであるという点を踏まえ」という部分の後段で、「自治体での『地域版消費者庁』への組織体制の再編を支援する措置を講じていく」とあります。これにつきましては、地方消費者行政を、消費者庁が地方に拠点を置かない中で、もう少ししっかりと位置づけるべきだという御意見のように受けとったのですが、地方消費者行政と国の消費者行政の在り方について、できれば山根さんと熊谷さんから御意見をいただければと思います。

2点目は、先ほどから大変厳しい御意見が続いておりますけれども、これは、消費者庁ができるときの期待の裏返しといいますか、むしろもっと強化すべきだというエールかなというふうにも思います。この中で、国民生活センターをどう位置づけるべきかというところに関連しますが、山根さんの資料で、佐野さんからお答えいただいても結構ですが、6ページに、消費者事故に関する情報の収集・分析、提供が必要だということ。それから、5ページの「専門性の確保」のところで、「消費者庁の専門性で最も求められるのは消費者被害に対する深い洞察と認識です」とあります。この辺りについても意見は同じでして、むしろこうした消費者被害の実態をよく知ること、消費者行政のパラダイムの転換を目指すということを進めてきたのではないかと考えております。

これらのことについては、国民生活センターが大変大きな情報なり力なりを持っていると思いますけれども、この生かし方として、結果的には国民生活センターを別の機関に位置づけるべきだと結論づけておられる。こうした国センの機能を、消費者庁が不足している機能の中でどう生かすべきかといった場合、一緒にすることのデメリットについては御説明があったのですが、独立することのメリットや消費者庁の機能を補うのに国民生活センターの力がどのように生かされるべきかについて、もう一度、御意見をいただければと思います。

また、地方のADRについて、国と地方が違うという辺りについてもお聞きしたかったのですが、実は京都府では、相談・あっせんの部門と法執行の部分を一元化しているような

組織になっておりますが、国と地方が違うということについては、滝田さんと後藤さんに、国の機関のあっせんを受ける場合と地方自治体のあっせんを受ける場合、私どものように、都道府県の窓口が法執行機能を持っている場合と持っていない場合とありますが、事業者の方から見て、あっせんを受け入れる、あっせんのテーブルに乗るという場合に、どのような違いを感じておられるかという素直な感想を教えてくださいと思います。

○大森座長 ちょっとたくさんになりましたので、これで4人の方から御回答をいただければと思います。熊谷さんからよろしいでしょうか。幾つかありますので、まとめて御回答してくださって結構です。

○熊谷氏 丹野委員から有権的解釈の可能性についてということですが、ここの部分について私たちが念頭に置いていたのは、商品テストという部分でございまして、国に国センが入った場合、商品テストで出てくる結果は、当然、国からのものというふうになってくるだろうと。事業者等に対する重みがかかなり増してくるだろうという意味で書いたつもりだったのですが、特にその他の受け手がない場合についてということまでは、考えが及んでおりませんでした。

それから、橋本委員の基金の活用で他のメリットというところですが、当方の活用としましては、PR というものには非常によく使われましたので、よかったと。あと人件費は、相談員の増員ということでも使わせていただきましたし、前回の改正で、放射能を検出するための機械を高額なものを購入するところでも、当センターではないにしても、市の他部局で購入するのに使わせていただき、非常に有効に使わせていただいたというものです。

ただ、毎年というか、その都度、基金の活用で、我々市レベルでは補助金になりますけれども、補助金の使い道が変わっていきます。我々の要望に合わせていただいた改正ではありますが、もう少し、初めから緩くしていただくと我々も助かったかなという部分はあります。これは虫のいい要求でしょうけれども、そういったところがございます。

山本委員からは、国センの影響はどのようなものがあつたのかということですが、我々は直接、国センと消費者庁との影響の中身が正直見えていない部分がございます、どうだったのかと言われても、我々はちょっとそこまでの見解は持っておりません。申し訳ございません。

足立委員の、地方消費者行政と国の位置づけはどういうものか。私たちも非常に難しい部分だろうなと思いますが、市の消費者行政というのは、あくまでも現場、消費者、直接困っている方、もしくは求めている方への情報提供なり、アドバイスなり、助言なり、そういったものが我々の現場での消費者行政なのだろうと思っております。国の行政というのは、国民全体でどうあるべきか、というところを考えていただいて、法整備なりシステムをつくっていくところが国の消費者行政の役割だろうと思っております。

今回出ている消費者行政の一元化という部分で考えますと、地方の消費生活センターも含めた一元化という位置づけで書かれていたようですが、逆に、国は地方をどのように見ているのでしょうかという部分かと思えます。地方は国の手足ではないので、それぞれ自

治事務としてやっているわけですから、そこの中に国の意見なり方向性を見いだしていただいて、地方でどういうことができるかというのを見せていただいた方がよろしいのかと思います。ただ、自治体としてはその実情に合った対応しかできない部分ではありますので、もしそれに加えたものが必要であれば、それなりの手当といえますか、バックアップもしていただければということでございます。

○大森座長 ありがとうございます。

では、滝田さん、お願いします。

○滝田氏 複数の先生の質問に重複しながら答えることになると思いますが、御理解いただければと思います。

まず、ADRの問題ですけれども、それと絡めて、先ほど来、中立的立場というのを申し上げていると思いますが、事業者から見ると、消費者の方と我々を中立的な立場でというのを考えているだけで、もともと考え方として、消費者と企業は圧倒的な情報なり知識、経験等の差がある。それを消費者行政というのは、対等な立場まで引き上げて連携しようというのが考え方だと思うので、別に我々にしてみれば、企業側の肩を持ってくれとかそういう発想ではなく、あくまで一人ひとりの消費者の方は力がないでしょうから、それを助けてあげていただいて、対等な立場でお話し合いができる状況にしていいただければありがたい。

むしろ今回のように、国センを国の中に入れていく中でこういう機能も入っていくとなると、下世話な言い方で申し訳ないのですけれども、それこそ松原大臣が最高裁の判事を兼任するような形にならないか。法律をつくる人とそれを執行する人が同じ立場になってしまう。そういうやり方というのはいいのかなという懸念を我々は持っています。従来、国センがやっていた役割とはちょっと違うといえますか、その辺は、冒頭申し上げましたように、法律的に私も不得意なものですから、どういう持っていく方をされるのかなという懸念を持っているので、逆に、その辺はこうするから安心なんだよというところを見せていただかないと、何となく企業側の立場からすると不安を持つのではないかなと思います。

あと、山本先生でしたか、情報の生かし方の仕組みをどうするのかというお話がありました。国センが持っている情報の生かし方というのは大変重要なことで、一つは、先ほども消費者庁、消費者委員会に対するということをお願いしたのですが、同じように我々企業にとっても大変大きな価値を持っていて、ACAPの会員は600社と申し上げましたが、平均すると1企業に入ってくる情報は年間で3万件くらいです。

ところが、国センは年間100万件くらいの情報を持っていらっしゃるということで考えると、例えば我々に連絡が来る消費者の方もいれば、国センの方に話を持っていく方もいるわけで、第一報が入った段階で、もし仮に我々が受けとめればすぐにその方に対応しますが、国センに入った情報も第一報をいただけたら、すぐに対応してそれ以上の被害の拡大を防げるわけです。そういう意味では、内容によってだとは思いますが、国センの持つ

ている情報を、被害拡大防止という観点で企業にももっと開示していただくこと。今、情報をいただく仕組みが複雑で難しくなって、必ずしも十分にいただけていないのが現状だと思います。そういう意味では、我々事業者にとってもオープンにさせていただきたいですし、国センの情報を、消費者庁なり消費者委員会ともしっかり連携して活用できるようにしていただきたい。

どうも情報が行っても、それが、人づての話で申し訳ないのですけれども、数か月も放置されていて、なかなか行動に結びつかなかったというような話を聞いておりますが、我々は民間企業で、年間でいろいろなお客様からアイデアをいただきます。そのいただいた情報を、はい、そうですかと聞いているだけではありませんで、例えば、本当にこれはすぐに改善しなければとか、これは貴重な情報だ、何とか生かそうというときには、消費者対応部門から社内の担当部門の方に連絡します。連絡を一方的にするだけではなくて、それについては何月何日までに回答することという形をとっていきまして、検討してだめだったらだめ、あるいは、こういう方針ですることになりましたという内容でもいいのですが、期限を切って回答を返してもらおう仕組みにしています。それが、お客様からいただいた声にお応えする一番いい方法だと思っています。

そういった仕組みが、今、あるのかどうかわかりませんが、国センも情報を発信するときに、本当にこれは大事な、生かしていただくべき情報だという判断で出されているわけでしょうから、そういった期限を切った出し方というもの、今あれば別にいいのですけれども、今後の検討としてお考えいただけたらというふうに思います。

あと、御質問いただいたことは重なってしまうと思いますので、とりあえず。

○大森座長 では、後藤さん、お願いします。

○後藤氏 中立的な立場が維持できるかどうか懸念しているというふうに申し上げたのは、今の消費者行政の形で考えますと、個別法や規制のある分野については、それぞれの省庁に委ねるということになるのだらうと思います。例えば国民生活センター一括して様々なトラブルを察知して、直接、関係省庁に伝えつつ、消費者庁にも伝えて、双方で問題の解決をはかるという仕組みになっていると思いますが、それが一元化となると、直接消費者庁が所管する以外の分野の事案については、司令塔としての機能をどれだけ発揮できるのかという観点から考えますと、不安が残ると思います。まだ、発足して日が浅い消費者庁の司令塔としての能力をもっと高めていかないと、現状のままではなかなか難しいと思っております。

いずれにしても、消費者庁の中に仮に国民生活センターを入れるとすれば、皆さんからお話がありましたように、これまで40年間にわたって蓄積されたノウハウとか、それを有効活用する仕組みだけはきちんとつくっていただきたい。そういう思いでございます。

○大森座長 では、佐野さんからお願いします。

○佐野氏 消費者委員会の御質問がありましたので、そこを申し上げたいと思います。

消費者委員会は、今、いろいろな審議会機能を担っていますけれども、消費者委員会は監視機能を重視するべきだと思っていて、それに特化するには審議会機能はできるだけ外す。そうしないと、現在の事務局体制でなかなかうまく進まない。先ほど、意見で申しましたときに特保の話をしたが、あれも非常に大変な事務局の重荷になっておりまして、実際の調査、研究に人を回せないという状況になっていると思います。消費者委員会が最初に建議を出したのは自動車のリコールでありました。国土交通省に対して建議を出し、それをきちんと受け取って国土交通省は動いてくださいました。

そのように、いろいろな調査研究をし、各省庁に対して、ここは消費者行政としてやるべきである、こういう形にしてほしいということ伝えていく、それが消費者委員会の役割であると思います。同時に消費者庁に対しても、やはり同じように建議を出したり、少しお尻を叩いて頑張ってくれということで申し上げる、それが消費者委員会の機能ではないかと考えています。

それから、相談・あっせんなどについて、自治体では可能なのに国はだめというのは、地域版消費者庁の話も出ましたが、東京都の場合は、地域版消費者庁のような形で幾つかの課が横串を刺して、何か問題が起きたときにすぐ対応できる形になっていますし、相談と執行部門もできるだけ隣にいるという形でやっています。ですが、それは自治体であって、国は、PIO-NET などのように 100 万件ほどの相談があったり、または 100 件以上の ADR をやっている。そこが隣り合わせでいるべきではなく、やはり別々に、国民生活センターがきちんと PIO-NET で情報を上げ、それに消費者庁がきちんと対応するという形であるべきではないかと考えています。

5 ページの国センの力の生かし方というところですが、深い洞察と認識が重要ということで、国民生活センターは基本的には相談・あっせん・ADR があって、調査研究、商品テストといろいろな事業を担っているわけです。そこで相談の中から消費者に早く啓発した方がいいという案件は、できるだけ早く消費者に伝えるという形が必要で、それを消費者庁を通してというと、ワンテンボずれてしまうのではないかと。また、消費者庁がいろいろ御意見をおっしゃるという話も聞いておりますので、国民生活センターが今までやってきた啓発事業は今まで以上に迅速にきちんとするべきであると思います。

国民生活センターの生かし方としては、PIO-NET を持っているということ。それから、経由相談があって、実際に相談員の方たちと直接につながっていて、現場をよく理解しているということが非常に大きなメリットだと考えています。

中村さんの、消費者庁がこうなった原因というのは、非常に難しい質問ではありますが、最初に考えられるのは、消費者庁も消費者委員会も準備なくスタートしてしまったところが一番不幸なスタートだったと思っています。でも、スタートした以上は、きちんと消費者行政を充実することで努力しなければならない。パラダイムの転換もしなければならないということで、消費者委員会、消費者庁、国センと 2 年半やってきたはずですが、なぜか消費者庁は消費者の意見を聞き置くだけであって、一向に消費者の意見を政策に反映す

るという形が見えないのが、非常に私たちにとっては残念であって、消費者庁の一番の応援団は私たち消費者であるはずなのに、その意見をきちんと取り入れてくれないというのは、非常に悲しいことです。

先ほど、消費者庁と消費者委員会がうまくいかないような話もありましたけれども、そうではなくて、消費者行政を充実・強化するにはこの2つは車輪でなければならない。右であって左であって、更に国民生活センターがあるという、3つの組織が絡まり合って消費者行政を強化していかなければならない。その中で非常に残念なのは、申し上げたように、消費者庁がうまく動いていないからではないかと思っています。

よく言われるのが、消費者団体が期待し過ぎたという話はあるのですが、消費者行政推進会議のときには、消費者の意見をきちんと吸い上げて、この6つの原則、今日のヒアリングの項目に挙がってきていますけれども、これも多くの消費者、消費者団体が気持ちを込めて消費者推進会議に提案してできたものです。これがまだまだきちんとできていないというのは非常に残念であります。最初に私は、小さく生んで大きく育てるので、箱だけできて、中はまだ発展途上であるということを申し上げましたが、それにしても2年半たちましたので、もうそろそろきちんとした消費者行政を充実させていかなければならない。特に基金などもこれで終わってしまう。これでは地方消費者行政をどうやっていくのかという、そこさえきちんと見えていない。それは消費者庁が支援するべきであると思っています。

戻って申し訳ないのですけれども、先ほどの御質問にありました、「消費者行政の充実・強化は地方自治そのものである」ということで、3ページのその上に、「霞が関に立派な消費者庁ができるだけでは何の意味もない」と書いてあります。この2つのフレーズは消費者行政推進会議で出たものでありまして、2つ続いています。消費者庁が立派になってもしょうがない、地方消費者行政を活性化させない限り消費者行政の充実・強化はできないのだという意味でもあります。消費者行政というのは、私たち消費者の生活そのものですので、やはり現場、地方自治体がきちんと消費者行政を担っていただかないと強化はできない。それには、地方自治体が財政的にも、また人的にも、まだまだ消費者行政を担う形になっていないところがたくさんあります。それは消費者庁が応援すべきであって、基金であり、お金であり、人的にも応援できる場所はするという、そういう形こそ私たちが望んでいる消費者庁ですが、そういうふうになっていないのが現状です。

○大森座長 済みません、時間切れになって恐縮ですけれども、今日はお忙しい中、4人の方、お見えくださいます、貴重な時間を割いていただきまして、ありがとうございます。私ども、これから審議するときに参考にさせていただきます。

もう一つ、協議事項「その他」がございますので、一括して事務局からお願いします。

○服部参事官 第5回の検討会で、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターへのヒアリングを予定させていただいております。それぞれのヒアリング項目につきまして、資料2で記載しております。

まず、消費者庁でございます。1 ページ目。発足からこれまでの取組、及び検討会でのヒアリングにおける指摘事項を踏まえ、消費者庁としての課題は何か。

上記の課題を踏まえ、消費者行政全体の機能強化のため、今後、消費者庁としてどのように対応していく考えか。

3、消費者行政全体の在り方についてどうあるべきと考えるか、でございます。

2 枚目でございます。消費者委員会へのヒアリング項目。今、申し上げました消費者庁への項目と基本的に構成は同じでございます。1、課題は何か。2、課題を踏まえ、どのように対応していくのか。3、消費者行政全体の在り方、どうあるべきと考えるか。

3 ページ目が国民生活センターでございます。1 のところ、レンジを長くとっております。発足 1970 年でございますが、それ以降、これまでの取組及び検討会でのヒアリングにおける指摘事項を踏まえ、課題は何か。2、特に消費者庁、消費者委員会発足に伴う消費者行政体制の変化の中で、課題についてどう考えるか。3、国への移行を踏まえ、消費者行政全体の在り方について、どうあるべきと考えるか。

以上でございます。御審議、よろしくお願いいたします。

○大森座長 今のようなことで、今日はお時間があれば御発言していただく予定でしたが、次回、このヒアリングでまとめてお三方から御意見を伺って、私どもと議論をいたしたいと思えます。

このヒアリング項目について、いかがでございましょうか。

どうぞ。

○中村委員 国民生活センターのところだけ、3 項目目に「国への移行を踏まえ」という言葉が入ってしまっていて、あとのところは入っていません。ここは、それぞれの機関にフリーにお話ししていただくということで、国民生活センターの最初の「国への移行を踏まえ」というところを削除していただきたいと思えます。できれば国民生活センターも、執行部というか、理事のトップの意向もさることながら、現場で実際にやっておられる国センの職員の皆さんの声を拾い上げた形で回答していただきたいと思えます。

○大森座長 今のことは協議事項ですので、どうでしょうか。あってもなくても、おっしゃると思えます。だから、ない方がいいという御意見があるならば、なくてもいいと思えますけれども、今まで協議を重ねてきていることを前提にしての御発言でしょうから、それでいいのかなと思えます。

○畠中委員 ただ、中村委員のお気持ちはわかりますけれども、閣議決定を否定されるという意味ですか。

○中村委員 そうではなくて、質問事項はそろえて、フリーに皆さんのお気持ち、御意見を聞いた方がいいのではないですかと申し上げているだけです。

○畠中委員 その趣旨ならわかります。

○大森座長 よろしいでしょうか。

どうぞ。



○山内委員 今のところに関連しますが、今日、課題として出された情報処理を消費者庁に持っていった場合の有効性や、ADR については、専門の先生方を入れて中立性を求める方向について検討すべしというようなことがございますので、今回については、その国への移行を踏まえた有りようについて、委員とかヒアリングの中で懸念が出ていることに対して、具体的にお答えいただける方向も含めた詳細の内容の情報提供はいただきたいと思えます。

そうすると、国センの機能について、受けとめる側の消費者庁の方で、具体的にこのような体制にしていきたいということが出てくるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○大森座長 それも含んでいるのではないのでしょうか。私どもこの検討会は国への移行を踏まえることになっていきますので、いずれにしても、そのことについて三者が何らかの形で御見解があるものと思っていますから、触れていただけるものではないのでしょうか。今のような山内さんの御発言を念頭に置いて、準備していただければいいのではないのでしょうか。

その点、事務方、どうですか。

○川口審議官 三者はそれぞれ、今の御意見を踏まえて自分の考えているところを御説明いただくということかと思えます。それとは別に、今日の論点、ただいまの御指摘を踏まえまして、これは国民生活センターの意見ということではなく、国民生活センターの現状を御説明いただく機会というものが、日程上、入らないかということは座長と御相談させていただいて、また調整させていただいてはどうかというふうに思えます。

○大森座長 山内さん、そういうことでよろしいですか。次回、三者については、今回のこのヒアリング項目に応じてとりあえずお話ししていただくということになります。

○山内委員 国民生活センターの持っている機能を、きちんと維持する在り方についての回答を、庁なら庁として責任持って新しい方向をきちんと情報提供していただきたいということです。

○大森座長 はい。それでは、こういう形でお願いするということにいたしますけれども、それ以外のことで何か事務方からありますか。

○川口審議官 次回の会議でございますが、3月23日16時から、ここと同じ消費者委員会大会議室において開催させていただきたいと思えます。

本日御発言いただいた内容については、議事録をホームページ上に掲載させていただくため、後日、事務的に確認をさせていただきますが、3月19日に御案内、御連絡をいたしまして、23日までお返しいただければと思います。この日程で難しい場合には、あらかじめ御連絡をいただければと思います。

以上でございます。

○大森座長 有識者のヒアリングについては、学識経験者、大学の先生、法律の先生、自治体の区長さんからヒアリングをするということが残っていますけれども、今、折衝中ですので、お任せいただければと思っています。

本日は以上でございます。ありがとうございました。